

令和元年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「 条例案 」 18件	
1	<p>秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を改正する件</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）：令和元年6月14日公布、一部を除き公布の日施行</p>	<p>○改正理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、本市における欠格事由等に係る規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、功労者の待遇の停止要件等から成年被後見人又は被保佐人である者を除くこととするとともに、規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市功労者等の待遇に関する条例 (2) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例 (3) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例 (4) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
2	<p>秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）：令和元年6月14日公布、一部を除き令和元年12月14日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）等に伴い、会計年度任用職員の休職の期間について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 会計年度任用職員の休職の期間は、会計年度任用職員の任期の範囲内において任命権者が定めることとする。</p> <p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から。ただし、2は令和元年12月14日から</p>

3	<p>秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）等に伴い、会計年度任用職員の懲戒処分に係る減給について定めること等とするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パートタイムの会計年度任用職員が懲戒として減給の処分をされたときは、基本報酬が減額されることとする。 2 人事行政の運営の状況の報告に係る職員に、フルタイムの会計年度任用職員を加える。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
4	<p>秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）に伴い、会計年度任用職員の育児休業等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 育児休業をすることができない職員に、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員等の要件に該当しない者を加える。 2 非常勤職員は、子の養育の事情に応じ、子が1歳6箇月に達する日まで育児休業をすることができることとする。 3 非常勤職員は、子の養育の事情に応じ、特に必要と認められる場合は、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする。 4 部分休業をすることができない職員に、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員等の要件に該当しない者を加える。 5 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うこと等とする。 6 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、勤務しない

	<p>1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給すること等とする。</p> <p>7 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和 2 年 4 月 1 日から</p>
<p>5 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）等による会計年度任用職員制度への移行等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 外国語指導助手の報酬の額を削る。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和 2 年 4 月 1 日から</p>
<p>6 秋田市職員給与条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）：令和元年6月14日公布、一部を除き令和元年12月14日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）等に伴い、臨時的任用職員の給与の取扱いを改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 この条例における職員に、臨時的任用職員を含むこととする。 2 職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人である者が除かれたことに伴い、規定を整備する。 3 臨時的任用職員の給与については、この条例により定めることとする。 4 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和 2 年 4 月 1 日から。ただし、4 は公布の日から、2 は令和元年12月14日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>7 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を設定する件 ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）等に伴い、会計年度任用職員の給与等について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p>
<p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関し必要な事項を定めることとする。 2 第1号会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の基本報酬等および第2号会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給料等について規定する。 3 パートタイム会計年度任用職員に支給する基本報酬は、月額、日額又は時間額で定めることとする。 4 パートタイム会計年度任用職員には、秋田市職員給与条例（以下「給与条例」という。）の例により算定した額を基本報酬の調整額として支給することとする。 5 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬を支給することとする。 6 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の給料表に定める額の給料を支給することとする。 7 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により算定した額を給料の調整額として支給することとする。 8 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当については、給与条例の適用を受ける職員の例により支給することとする。 9 任期の定めが6箇月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、給与条例の例により期末手当を支給することとする。 10 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の基本報酬等および給料等について規定する。 11 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により、通勤手当に相当する費用弁償を支給することとする。 12 会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、秋田市職員等の旅費に関する条例の例により、旅費に相当する費用弁償又は旅費を支給することとする。 13 給与および費用弁償は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができることとする。 14 会計年度任用職員に給与を支給する際に、当該給与から掛金等に相当する金額を控除することができることとする。 15 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。 	
<p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>	

8	<p>秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行 ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）：令和元年6月14日公布、一部を除き令和元年12月14日施行 ・学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）：令和元年5月24日公布、一部を除き令和2年4月1日施行 	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（平成29年法律第29号）等に伴い、会計年度任用職員の退職手当について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フルタイムの会計年度任用職員には、退職手当を支給することとする。 2 職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人である者が除かれたことに伴い、規定を整備する。 3 国立大学法人法の一部改正（令和元年法律第11号）に伴い、規定を整備する。 4 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和2年4月1日から。ただし、4は公布の日から、2は令和元年12月14日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
9	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）：令和元年5月31日公布、一部を除き令和元年6月20日施行 	<p>○改正理由 住民基本台帳法の一部改正（令和元年法律第16号）に伴い、住民票の除票の写し等の交付に係る手数料を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新たに住民票の除票の写し交付手数料等を加える。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
10	<p>秋田市印鑑条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）：平成31年4月17日公布、令和元年11月5日施行 	<p>○改正理由 住民基本台帳法施行令の一部改正（平成31年政令第152号）に伴い、印鑑登録における旧氏の取扱いについて定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旧氏に係る印鑑の登録申請の拒否の要件を定める。 2 印鑑登録原票に登録する事項に、住民票に記載されている旧氏を加える。 3 旧氏に係る印鑑登録の抹消の要件を定める。

		<p>4 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和元年11月5日から</p>
11	<p>秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件</p> <p>・水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）：平成31年4月17日公布、令和元年10月1日施行</p>	<p>○改正理由 水道法施行令の一部改正（平成31年政令第154号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和元年10月1日から</p>
12	<p>秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）：令和元年6月7日公布、一部を除き令和元年8月1日施行</p> <p>・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）：令和元年7月19日公布、一部を除き令和元年8月1日施行</p>	<p>○改正理由 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（令和元年法律第27号）等に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予に係る報告等に関する規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 災害援護資金の償還金の支払猶予等に係る報告等については、法および政令の規定によることとする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
13	<p>秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）：令和元年5月17日公布、一部を除き令和元年10月1日施行</p> <p>・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）：令和元年5月31日公布、一部を除き令和元年10月1日施行</p>	<p>○改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正（令和元年法律第7号）等に伴い、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額の上限額を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1号認定子どもおよび2号認定子どもの利用者負担額の上限額を零とする。 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和元年10月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
14	<p>秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7</p>	<p>○改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正（令和元年法律第7号）に伴い、子育てのための施設等利用給付における報告等に係る過料</p>

	<p>号)：令和元年5月17日公布、一部を除き令和元年10月1日施行</p> <p>について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 正当な理由なしに、子育てのための施設等利用給付における報告をしなかった場合等は、過料に処することとする。</p> <p>○施行期日 令和元年10月1日から</p>
<p>15 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)：平成31年3月29日公布、平成31年4月1日施行</p> <p>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第65号)：平成30年4月27日公布、公布の日施行</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)：令和元年6月14日公布、一部を除き公布の日施行</p>	<p>○改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成31年厚生労働省令第49号)等に伴い、保育所等との連携に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育を提供しないことができること等とする。 2 利用乳幼児への食事の提供に係る搬入施設として、保育所等から調理業務を受託している事業者であって、市が適当と認めるものを加える。 3 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、特例保育所型事業所内保育事業者については、連携施設を確保しないことができることとする。 4 家庭的保育事業における食事の提供等に関する経過措置を規定する。 5 家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する経過措置の適用期間を5年から10年に延長する。 6 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>16 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)：平成30年6月27日公布、一部を除き政令で定める日施行</p> <p>・建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正(平成30年法律第67号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。</p>

	<p>元年政令第29号)：令和元年6月19日公布、同月25日施行</p> <p>(1) 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例 (2) 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>17 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)：令和元年5月17日公布、一部を除き政令で定める日施行</p> <p>・建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)：平成30年6月27日公布、一部を除き政令で定める日施行</p> <p>・建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第29号)：令和元年6月19日公布、同月25日施行</p>	<p>○改正理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正(令和元年法律第4号)等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定申請に係る建築物以外の建築物に関する事項が向上計画に記載されている場合の認定申請手数料の額について定める。 2 認定申請に係る建築物以外の建築物に関する事項が記載された向上計画等を変更する場合の認定申請手数料の額について定める。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 規則で定める日から。ただし、3は公布の日から</p>
<p>18 秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)：平成29年5月17日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p> <p>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)：令和元年6月14日公布、一部を除き令和元年12月14日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正(平成29年法律第29号)等に伴い、公営企業の会計年度任用職員の給与の種類および基準について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人である者が除かれたことに伴い、規定を整備する。 2 会計年度任用職員の給与の種類および基準について定めるとともに、規定を整備する。 <p>○施行期日 令和2年4月1日から。ただし、1は令和元年12月14日から</p>

「単行案」 5件

19 奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋（仮称）新設工事の施行に関する協定を締結する件

○奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋（仮称）新設工事の施行に関する協定を締結しようとするもの

- ・工事場所 秋田市中通七丁目地内ほか
- ・協定金額 6,467,500,000円
- ・協定の相手方 宮城県仙台市青葉区五橋一丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
東北工事事務所長 谷口俊一

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

20 市道路線を認定する件

○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

- ・認定路線 5路線 延長386.90m
- ・認定後の市道路線延長 約2,020.7km

※提出根拠法：道路法第8条第2項

21 サル舎等整備事業サル舎新築工事請負契約を締結する件

○サル舎等整備事業サル舎新築工事請負契約を締結しようとするもの

- ・工事場所 秋田市浜田字潟端地内
- ・契約金額 270,600,000円
- ・契約先 伊藤工業株式会社
- ・工期 令和2年10月7日まで
- ・工事概要

サル舎新築工事

鉄筋コンクリート造平家建て

建築面積 476.57㎡

延床面積 493.01㎡

屋外放飼場工

ブリッジ工

解体工

展示工

外構工

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

22	市道川尻新屋線新川橋架替工事（床版・橋面工）請負契約を締結する件	<p>○市道川尻新屋線新川橋架替工事（床版・橋面工）請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市川尻若葉町地内ほか ・契約金額 282,700,000円 ・契約先 岡精組・秋田舗道特定建設工事共同企業体 ・工期 令和2年9月30日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 橋長 L=110.3m 幅員 W=16.8m 床版工 1式 橋梁附属物工 1式 舗装工 1式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
23	土地および建物を売り払う件	<p>○一般競争入札に付した土地および建物を売り払おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 秋田市寺内蛭根三丁目85番4宅地 5,428.76㎡ ・建物 秋田市寺内蛭根三丁目85番地4事務所 2,905.79㎡ ・契約先 ユナイテッド計画株式会社 ・売払価格 197,220,000円 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
「 予 算 案 」 2 件		
24	令和元年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件	○資料別紙
25	令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件	
「 決 算 認 定 」 3 件		
26	平成30年度秋田市水道事業会計決算認定の件	○資料別紙
27	平成30年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
28	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	

「 追加提案 」

「 人事案 」 1件

29 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

○人権擁護委員伊藤順子氏の任期満了（令和元年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの

・任期3年

※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

「 決算認定 」 1件

30 平成30年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件